

# 大畠観光センター テナント募集要項

## 1.募集の趣旨

大畠観光センターは、観光客等へ特産品、農林水産物などの販売や飲食の提供を行い、柳井市の観光情報の発信、また経済の活性化に資することを目的にしており、この趣旨に基づき、飲食業を営む者を募集します。

## 2.施設の概要

### (1)施設の所在

山口県柳井市神代 4144-9

### (2)施設面積

幅 6.200 × 奥行 10.300

### (3)事業運営主体

大畠産業振興協会（山口県柳井市神代 4830）

### (4)開業準備予定期間

令和7年2月17日（土）～ 令和7年3月上旬

### (5)開業予定日

令和7年3月中旬

### (6)営業時間

8時～21時（休憩時間含む）

### (7)休館日

12月30日～翌年1月3日

## 3.テナント募集概要

### (1)各テナントにおける個別事項

- ・区画内にて、飲食もしくはテイクアウトできる地場産食材を使った大畠地域らしいメニューの提供を、テナント内で調理及び販売していただきます。

### (2)共通事項

- ・軽微な内装の変更や調理・販売その他、営業に必要な備品や消耗品等の購入は各出店者にて行ってください。
- ・清掃や保守など通常のテナント管理は出店者で行ってください。
- ・使用する食材は、可能な限り地場産品を使い、地域のPRを行ってください。
- ・テナント内におけるアルコール類の提供は禁止とします。
- ・HP等による情報発信については運営団体（大畠産業振興協会）にて管理いたします。

### (3)賃貸料（テナント料）

66,000円（税込み）/月

※テラス区画を常用する場合は別途料金が発生いたします。

(4) 期間 ※毎年更新

1年間（4月1日～3月31日）

#### 4.応募者の参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 柳井市に住所を有する者
- (2) 市税を完納していること
- (3) 地場産食材を使った商品提供を行う者
- (4) 大島観光センターの整備目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (5) 本施設のテナントにおいて製造や販売に必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- (6) 暴力団体関係組織または、その他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織及びその組織構成員等ではないこと。
- (7) 風俗営業法に該当する店舗、または同法に抵触する可能性のある店舗・業態ではないこと。

#### 5.応募方法

応募者は、下記に定める所定の応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

(1)応募書類

提出書類	法人	個人
1.出店申込書（様式1）	○	○
2.出店事業計画書（様式2）	○	○
3.法人登記事項証明書	○	—
4.住民票	—	○
5.市税完納証明書	○	○

※各応募書類については、大島産業振興協会窓口にて受け取るか、産業振興協会 HP よりダウンロード下さい。(大島産業振興協会 HP: <https://shop.oobatake.net/kanko-center/>)

※提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、本出店者(テナント)選定以外の目的には一切使用しません。

(2)応募期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月24日（金）

土日祝日を除く午前9時～午後5時(郵送の場合は当日印有効)

(3)提出先及び問い合わせ先

〒749-0101 山口県柳井市神代 4830

大島産業振興協会（大島商工会内）

TEL：0820-45-2414 FAX：0820-45-2456

## 6.選定関係

### (1)選定方法

応募者から提出された書類による書類審査をもとに選考委員による書類審査及び面談をもって、営業方針、営業実績、採算性等を総合的に審査します。

### (2)選定結果

応募者に通知するとともに、選定された出店者をホームページにて公表いたします。

### (3)審査スケジュール（予定）

1次選考（書類選考）結果通知・・・令和7年2月7日（金）までに通知

2次選考（面談）・・・令和7年2月12日（水）実施

### (3)選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、出店者の選定を取り消します。

- 1 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- 2 応募者の参加資格を満たさなくなった場合
- 3 その他出店者として不適格な事項が認められた場合